

佐々木文明町長所信表明

◎「人づくり」

企画・政策分野においては、町職員を主体とし、藤里町の安定的な行財政運営と、元気で安心・安全に暮らせる町づくりを担うために必要な、人材養成研修への派遣等を考えています。農業商工業の後継者や担い手育成、特産品や土産物品開発のための研修については、他制度との相互活用も含めて、必要な要綱等の整備により、研修費や派遣費の助成等を考えています。重点項目として、基幹産業である農林業と商工業の振興をはじめ、白神山地のネームバリューをもっと前面に押し出したツーリズム事業の推進と、少しずつ実績が上がってきた、特産品や土産物品等ものづくりグループの育成支援の強化を図り、雇用の場の確保と、定住促進に結び付けていきたいと考えています。

◎災害に強い町づくり

有事の際の迅速な連絡体制について、計画的な整備を進める必要があります。並行して備蓄食料や飲料水等の配備と、ライフラインの確保のための必要機材の導入を早急に検討しなければなりません。日本海中部地震の際の教訓として、県内の海岸線の自治体では防災行政無線の整備が盛んに行われ、今年4月1日現在の調査では、藤里町を含む8市町村が未整備でしたが、そのうちの2町村は、別の方法で一斉伝達が可能なことから、当町にとって有効かつ的確な伝達方法について、早急に調査検討に入りたいと考えています。

◎少子高齢化対策を中心とした福祉の充実

少子化対策については、安心して生み育てる環境の整備から、魅力的な出会いの場の提供など、結婚に結び付ける対策の強化にシフトしているが、更に実施内容の根本的な見直しを図りながら、少しでも少子化に歯止めがかかる様な対策を講じたいと思います。

高齢化対策については、支え合う福祉の向上を目指し、福祉団体や民間施設との連携を充実させる必要が

あります。サービス提供についてどこかの業者でも良いとありますが、できるだけ町内で完結できるようにすることで、町民の雇用の場の確保、拡大に繋がるため、それらの円滑な推進と、制度の有効な活用について協議を進めたいと考えています。今の高齢者の方々は健康で若々しく、様々な特技や貴重な技術を持っている方がたくさんおられますので、町づくりや特産品、土産物品の開発等にその特技や技術を発揮していただきながら、自らも充実した日々を過ごすことで、心身ともに健康で生き生きとした暮らしができるよう、様々な参加機会の創出を図って参ります。

◎教育の推進とスポーツの振興

地域活動への参加は、町の将来を担う子どもたちの健全育成に大きな成果を上げていると思いますので、ふるさと教育の充実を図り、積極的な参加を促していきたいと思います。町民の健康維持、増進は、医療費の軽減に直結することはもちろんですが、多くの方が生涯スポーツや趣味のサークルに参加して、楽しみながら健康増進を図れる環境づくりを推進していきます。

◎第3セクターについて

昨年度経営検討委員会で策定した、今後の経営手法について、3つの選択肢をお示ししました。これに従い、方向性を見定めていきたいと考えていますが、当面民間売却の目処は立っていないことから、ホテル施設の町への譲渡を含め、藤里町が1人株主となって、需要に見合った運営をしていきたいと思っております。

安定した行政運営を構築するためには、徹底した行財政改革を並行して行わなければなりません。安易な前例踏襲にとらわれず、必要なものは必要なものとして、不要不急なものについては思い切った見直しや廃止を行い、町民の皆様が「藤里町で良かった」と実感できるような町づくりを共に創りあげていきたいと考えていますので、何卒温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分		H22	H21	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率		—	—	15.00%	20.00%
資金不足比率	連結実質赤字比率		—	—	20.00%	35.00%
	実質公債費比率		14.6%	17.6%	25.00%	35.00%
	将来負担比率		111.2%	127.2%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分		H22	H21	経営健全化基準	備考
	水道特別会計		—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計		—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計		—	—	20.00%	法非適用
合併浄化槽事業特別会計		—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない場合は「—（該当なし）」で表示しています。